

令和紙



おりおりの記

病院に行くときには……。

東京証券業健康保険組合
常務理事

美濃口 真琴

「病院に行くときには、健康保険証を忘れずに。」これは、国民皆保険制度をとっている我が国においては常識であろう。ただご存知の方も多いと思うが、今年の12月2日で健康保険証は廃止になる。正確に申し上げると、この日以降、健康保険証が新たに発行されることは一切無くなるのだが、既に発行された保険証はその後1年間は有効である。いずれにしても、今後は病院や診療所あるいは調剤薬局においては、基本的にはマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証で被保険者資格を確認してもらう時代となる。

我が国の社会は世界に先駆けて超高齢化に直面している一方で、国民が利用できる医療資源には限りがあり、医療の質と効率を向上させることは喫緊の課題である。そのためには、医療DXは避けて通れない課題であり、マイナ保険証の導入は、まさにその「初めの一歩」である。

マイナ保険証を利用していただくことで例えば、限度額認定証を用意しなくとも、窓口において高額な医療費の支払いをしなくて済むようになる。また本人の同意があれば、医療機関の間で過去の特健診の結果や今までに使った薬の情報が共有可能となるため、例えば「お薬手帳」を持参しなくとも、薬の飲み合わせを医師や薬剤師にチェックしてもらえるようになるなど、患者としてすぐにメリットを感じていただける場面がいろいろあると思う。更に言えばこういった情報共有

により、過剰な検査や薬の処方等を防ぐことができ、医療資源の効率的な利用が促進されると期待されている。

何らかの事情でマイナ保険証を所持していな

い方には「資格確認書」が交付され、これによって被保険者資格を確認することも可能ではあるが、皆様にはできるだけマイナ保険証をご利用いただけるよう、健保組合としては強くお願いしたいところである。

ということで、これからは「病院に行くときには、マイナンバーカードを忘れずに。」が常識になっていくと思う。

更に現在、マイナンバーカードの機能をスマートフォンにのせ、スマホだけでもサービス提供を受けられるよう、国において作業が進められている。残念ながら健康保険証としての利用は開始時期未定となっているが、デジタル庁は今後対応していくことを明言している。

従ってやがては、「病院に行くときには、スマホを忘れずに。」が我が国の常識になるのであろう。

